保険·年金 フォーフ

米国における AM(合算法) の開発を巡る状況

-2023 年 9 月の暫定 AM の概要報告等-

中村 亮一 保険研究部 研究理事

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

米国におけるグループ資本規制に関しては、NAIC(全米保険監督官協会)と FRB(連邦制度準備 理事会)が、国内及び国際的なその他の関係する管轄区域と協力して、AM(合算法)を開発している。 米国は、AM が、IAIGs(国際的に活動する保険グループ)に対して適用するために IAIS(保険監督 者国際機構) が開発している ICS (保険資本基準) と同等の結果を生み出す代替手法となることを目 指している。

この AM の具体的内容については、これまでも 2020 年にレベル 1 のドキュメント¹がリリースされ る等してきたが、今一つ一般的に衆知のものとはなってこなかったように思われる。今回、NAICは、 2023年9月に、暫定 AM に関する資料2を公表して、①AM アプローチの原則、②IAIS の同等性評価 において ICS 候補との比較の基礎となる暫定 AM、③AM の最終化に向けての計画されたステップ、 について説明している。

今回のレポートでは、この資料に基づいて、AM の開発状況について報告するとともに、併せて、 それに対する各種団体の反応等について報告する。

2—AM 開発に関するこれまでの経緯

2017年11月のクアラルンプールにおけるIAIS会合で、IAISは、年次AMデータ収集を通じて、 米国及び他の関心のある管轄区域における AM の開発を支援するために、グループ全体の監督当局 (GWS) の選択により、米国を拠点とする IAIGs 及び他の意欲的な管轄区域/ボランティアからデ ータを収集することに合意した(クアラルンプール合意)。そうすることで、IAIS は、モニタリング 期間終了時までに、AM が ICS と同等な、すなわち実質的に同じ結果をもたらすかどうかを評価し、

 $^{^{1}\} https://content.naic.org/sites/default/\underline{files/inline\text{-}files/AM}\%20Level\%201\%20Document\%5B38\%5D.pdf$

² https://content.naic.org/sites/default/files/inline-files/Provisional%20AM%20for%20Use%20in%20the%20Comparabili $\underline{ty\%20Assessment\%20\%20\%28202309}13\%29_0.pdf$

もしそうであれば、AMが PCR(規定資本要件)として ICS を実施するための結果同等のアプロー チとみなされることになる。

2019 年 11 月の IAIS 会合で、IAIS は同等な結果の定義と、ハイレベル原則(HLP)及び基準の策 定の指針となる包括的アプローチに合意した。IAIS はまた、この会合で、2020 年から 2024 年まで の5年間のモニタリング期間に移行し、その間、グループ全体の監督当局の裁量でAMの任意報告を 認めることに合意した。その結果、ワークプランに、「同等性評価の作業をサポートするため、毎年 AM のデータ収集が行われる予定であり、そのタイミングはICSの秘密報告と同様となる」と規定された。

2023 年 3 月、IAIS は同等性評価に用いる最終的な HLP と基準を公表3した。これらは、IAM がグ ループ資本を測定するための ICS と結果同等のアプローチとして、当初から排除されるものでも、フ リーパスが与えられるものでもない」ことを確実にするため、2 回の協議を含む慎重なプロセスを経 て策定された。2023 年の AM データ収集パッケージには、同等性評価に関連するデータを報告する ための更新されたスケジュールが含まれた。同等性評価の結果は 2024 年に発表される予定となって いる。

なお、AM のデータ収集については、2018年に開始されて以来、現在は6年目を迎えており、これ は 5 カ国からの 21 グループを含むように拡大してきている。米国の全ての IAIGs が参加し、米国の 非 IAIGs のボランティアグループも含まれている、とのことである。

3─AM の設計原則

1|概要

AM は、各法人のソルベンシーを確保するために設計された実績のある資本制度に基づいて構築されて いる。そのため、AM はグループ資本についてのレンズを提供し、監督当局がグループレベルでの資本金額 を分析、特定し、対処することを可能にする。また、現地(ローカル)法人レベルで欠陥が存在する可能性が ある場合も同様である。各法人が保有する資本リソースに関する情報は、法人レベルの報告から得られる。グ ループの資本リソースと要件は、法人レベルの報告の集計から得られる。

2 | AM 概念の指針

- ・企業構造に影響を受けない:グループ内の法人のポジション及び/又はグループ内取引は、グループレ ベルの結果に影響を与えない。
- ・適切な資本制度の反映:既存の資本制度の下での保険/金融事業体に対する差別化された取扱いと、非 保険事業体に対する適切な代替案の適用。これは 、既存のソルベンシー枠組みとリスクに対する国・地 域ごとに最適なアプローチを活用するものである。
- ・透明性: リスクがどこに存在し、資本がどこに保有されているかを明確に把握できる。グループ内の法 人レベルでのリスク評価のための情報を監督当局に提供する。
- ・比較可能性:グループレベルの実績は、事業体の実績のスケーリングを通じて、比較可能なリスクレベ

³ https://www.iaisweb.org/2023/03/iais-finalises-criteria-that-will-be-used-to-assess-whether-the-aggregation-methodprovides-comparable-outcomes-to-the-insurance-capital-standard/

ルを反映している。

3 | AM の構成要素

AMの計算には、以下の5つの構成要素がある。

- ・インベントリー及びグループ財務
- 調整
- · 自己資本規制
- 資本リソース
- ・集計

4 | AM の開発

これらの原則と AM データ収集からの情報を用いて、米国と他の関係管轄区域は、IAIS の同等性評価に おける、ICS 候補との比較の基礎となる暫定 AM を開発した。AM の最終版は暫定 AM と同じ設計に従う が、最終的には、年次データ収集のさらなる分析と同等性評価の結果に基づいて、一部のパラメーター(特 にスカラー)が変更される可能性がある。また、収集したデータを用いて様々なパラメータを適用し、AM のバックテストを行うことも可能となる。

ComFrame (国際的に活動する保険グループのための共通の枠組み) に導入される場合、グループ全体 の監督当局に対する IAIG の資本報告、及びその内容、粒度、頻度を含む公表要件は、AM の最終版にも適 用される。実施された資本基準の結果(テンプレート、利用可能資本、必要資本を含むが、これらに限定さ れない)は、グループ全体の監督当局に報告される。資本基準の文書化(仕様、テンプレート、尺度など) は公表され、適宜更新される。

4─暫定 AM の具体的内容—5つの構成要素の概要

暫定 AM の5つの構成要素の概要を説明する。

1 | インベントリーとグループ財務

(1)範囲

AM の出発点は、連結持株会社又は相互保険会社の場合は支配的保険会社である。定義された保険(又 は金融)グループ内の全ての事業体が含まれる。これは、ICS 候補の算定範囲と整合的であり、IAIS の ICP(保険基本原則)23「グループ全体の監督」とも整合的である。

AM は、法定(又は現地)事業体レベルの規制報告に基づいている。

殆どの法人は個別に報告されるが、簡素化のため、特定の法人をグループ化又は「スタック(積み重ねる、 まとめる)」することができる。

報告された各事業体は、IAIG によって事業体区分にマッピングされる。事業体区分は、集計前に事業体 をグループ化するために使用される。事業体区分内の各事業体は、同じ方法でAM 必要資本を決定される。 非規制対象及び規制対象の事業体区分がある(ここでいう「規制対象」とは、資本要件の対象となる事業体を 意味する)。規制対象事業体の場合、事業体区分は特定の資本制度に対応している。非規制対象事業体は、 「非保険持株会社」、「アセットマネジメント」、「その他非保険/非金融」、「その他金融」などの区分にマッピン

グされ、AM の仕様に従って必要資本を計算する。

事業体のカテゴリは 53 ある。これによれば、米国の保険会社は、RBC ファイリング対象(生命保険、損害 保険、健康保険)と RBC ファイリング非対象の 4 区分、EU と英国の保険会社は、ソルベンシー II 対象で、 それぞれ生命保険と損害保険の2区分、日本の保険会社は、生命保険、健康保険、損害保険の3区分とな っている。

(2) 現地の評価、資本リソース、資本要件の使用

利用可能資本は、企業の種類に応じて、現地の GAAP 又は現地の資本制度に基づいて、各企業につい て報告される。AMの下では、グループ又は連結の貸借対照表は報告されない。

非規制対象事業体については、利用可能資本は現地 GAAP 報告に基づいている。

規制対象事業体については、未調整利用可能資本及び未調整必要資本は、関連する現地の資本制度に 基づく報告金額となる。現地の未調整利用可能資本は、現地の資本制度が要求する全ての除外と調整を反 映する。現地の未調整必要資本は、PCR の介入レベル又はそれに最も近い同等レベルとする(例えば、 PCR は、EU の子会社では、ソルベンシーⅡの SCR の 100%、日本の子会社ではソルベンシー・マージン 比率 200%)。

2 | 調整

事業体が集計される前に、報告された利用可能資本及び必要資本の数値が調整され、ダブルカウントが 削除される。調整後、事業体の利用可能資本及び必要資本は、子会社の資本及びリスクではなく、自身の資 本及びリスクのみを反映する。

3 自己資本規制

AM の必要資本は、グループレベルで集計されたリスクを反映している。AM は、管轄区域分析のための 別のレベルの粒度を提供するグループの範囲内の各事業体からの必要資本の貢献も提供する。リスクのグ ループレベルの内訳は、事業体の種類(例えば、事業体区分、地域別事業体)別である。

(1)エクスポージャー

総必要資本に対する各法人の寄与度は、特定のエクスポージャー尺度を乗じた係数に等しい。エクスポー ジャー尺度は、事業体区分ごとに指定される。それぞれの区分内の全ての事業体は、同じ係数とエクスポー ジャー尺度を使用する。規制された金融機関(銀行及び保険を含む)の場合、エクスポージャー尺度は現地 の必要資本(ダブルカウントの調整後、指定された PCR 相当の介入レベル)である。これらの規制対象事業 体では、係数は「スカラー」と呼ばれる。

(2)分散効果、代替性

AM は、現地資本要件に既に含まれている分散効果を反映している。AM は、異なる法人間でのさらなる 分散効果を認めないため、グループ内の資本代替性の制限を認識している。

(3)スカラー方法論

暫定 AM は、ダブルカウント以外の追加調整なしの PCR(又は同等) レベルでの現地資本要件という、ス ケーリングされていない方法論を使用している(即ち、全てのスカラーは100%)。

異なるスカラー方法論が同様の兆候をもたらすことがある。 たとえば、AM データ収集によれば、暫定 AM の結果は、「99.5% Value at Risk スカラー方法論」からの結果と類似している。多くの追加のスカラー方法論 オプションが分析されている。 最終的な AM に実装されるスカラー方法論は、テストされた方法論のいずれか、 又は検討中のオプションの範囲内にある組み合わせ/バリエーションのいずれかになる。

4 | 資本リソース

(1)一般的

資本リソースには、調整済利用可能資本と金融商品という2つの構成要素を含む1つの階層がある。

適格金融商品は、グループレベルでの共通の基準セットを使用して決定される。これらの金融商品は、持 株会社レベルで発行され、持株会社の貸借対照表で負債として扱われる。これらは、「シニア債務」、「ハイ ブリッド」、「サープラスノート(又は類似)」及び「その他」に分類される。利用可能資本は、法人レベルで決定 される。法人レベルで発行された金融商品は、現地の法定制度において利用可能資本として認識されている 節囲内で、AM において資本リソースとして認識される。

(2) 金融商品の認識

AM における適格資本リソースとしての金融商品の認識は、以下の 5 つの主要な原則に基づいて策定さ れた基準の検討に基づいている。

- ・損失吸収能力(継続企業ベースや清算ベース)
- •劣後性
- ・損失の吸収可能性
- •永続性
- ・負担と義務的なサービス費用の両方の欠如

これらの原則に基づき、金融商品には一定の基準が適用されるが、これらの基準は、構造上の劣後性4環 境の下での経済状況や既存の法的保護を反映しつつ、ICS の資本リソースとして適格な金融商品を決定す るために使用される基準と一致している。AM データ収集の一部としての分析は、AM と ICS で認識されたこ れらの金融商品の金額に重要な差異はないことを示している。

(3)制限

適格金融商品の認識額は、総利用可能資本(商品追加前)の 75%を上限とする。これは、金融商品を含む グループ資本の 43%を上限とすることに等しい。AM データ収集の一部として、この上限の影響と ICS 内の 同じ金融商品に対する制限の影響との間に重要な差異がないことを確認するためにレビューが行われた。

5 集計

調整とスケーリングの適用後、IAIG の利用可能資本と必要資本は、事業体区分別に集計される。グルー プ資本リソースは、各事業体の調整後利用可能資本と上記の制限対象の下での適格金融商品の合計となる。 グループ必要資本は、各事業体のスケール調整済必要資本の合計となる。

5―スカラー方法論の検討

AM においては、管轄区域間の資本要件を同等のレベルに調整するために、「スカラー(Scalar)」と呼ば

^{4 「}構造上の劣後性」とは、ここでは持株会社が第三者投資家に直接金融商品を発行し、その発行代り金を保険子会社にダ ウンストリームしている状況を指している。

れる係数が使用される。

AM データ収集には、合理的なスケーリング方法を特定、推定、評価するための分析が含まれており、この 分析は、スカラーに関する American Academy of Actuaries (米国アクチュアリー学会)による 2021 年の論 文「各国の規制上の必要資本の集約:理論的及び実務的考察」をに基づいている。

現在検討中のスカラー方法論としては、以下のものが挙げられている6。なお、以下の方法論以外にも、こ れまでに、「Reverse Engineered ICS」、「内部モデル」、「Banking Equivalent」といった手法も検討されて きたが、これらの3つについてはもはや検討されていない。

1 | 暫定 AM

上記で述べたように、暫定 AM においては、スカラーは 100%としている。

基本的な前提として、各管轄区域における制度は、その管轄区域内の商品に最も適した評価、資本リソー ス、資本要件のアプローチを使用しているため、各制度を同等のレベルに最適化するために必要な調整は、 基本的な制度で既に行われている。

2 | 純粋相対比率アプローチ(Pure RRA)

この方法は、IAIG 内の各現地規制制度の規制対象企業の資本要件のみを調整する。スカラーは、各企 業区分内の業界平均自己資本比率の比較を通じて計算される。例えば、ある管轄区域内の平均自己資本比 率が他の管轄区域の2倍である場合、その管轄区域のスカラーは半分になる。

米国の RBC 区分のスカラーは、NAIC の RBC の下で権限管理段階(Authorized Control Level)の 200%と 300%に相当する異なる介入レベルでテストされている。どのレベルを使用するかの決定は、どのレ ベル(米国及び同等の管轄区域)が ICS に最も匹敵すると考えられるかに依存する。

3 | 超過相対比率 (Excess Relative Ratio: ERR) アプローチ

利用可能資本と必要資本の両方を調整する。これは、最初の介入レベル要件を上回る超過資本(フリーサ ープラスとも呼ばれる)比率を調べることによって、純粋相対比率アプローチにステップを追加する。管轄区 域の超過自己資本比率を計算するには、まず、選択した介入レベルで必要な自己資本比率を超える自己資 本比率の金額を計算し、この金額は、選択した介入レベルで必要な自己資本比率で除算される。

この手法もまた、NAICのRBCの下で権限管理段階の200%及び300%に相当する異なる介入レベルで テストされた。どのレベルを使用するかの決定は、どのレベル(米国及び同等の管轄区域)が ICS に最も匹敵 すると考えられるかに依存する。

4 | 99.5%VaR

これらは、1 年の時間軸で 99.5%の VaR に相当するレベルに較正される、純粋なスカラーである。この (又は同等の)レベルに調整されている管轄区域の場合、この方法ではスケーリングされない。同等のレベル の例としては、1 年の時間軸での 99%の Tail VaR と、1 年の時間軸での 0.5%のデフォルト確率がある。



⁵ https://www.actuary.org/sites/default/files/2021-04/scalars.pdf

^{6 (}AM と同様の計算を行う) GCC (グループ資本計算) の算出におけるスカラー方法論に関して、ACLI (米国生命保険 会社協会)は、2023年6月に、超過相対比率アプローチの採択を推奨し、その理由として、①管轄区域間の必要準備金の 差異を最もよく認識する、②保守的なグローバルな保険会社の資本管理実務を最もよく反映している、という重要な利点 を挙げている。

5 | 監督上の評価手法

この方法は、ICS と同等レベルのソルベンシー保護を含む同等の結果を生み出す制度のための必要資本 として、現地 PCR (又は同等のもの)を使用する。これは、実際には 99.5%VaR 方法論に似ているが、他の同 等性基準の定性的な考慮が追加される。実際には、99.5% VaR は暫定 AM に似ているため、この方法はま た、スケールされていないアプローチと同様の結果をもたらす。

(参考)超過相対比率アプローチによる計算

超過相対比率アプローチ計算のための手順は、以下の通りとなっている。

ステップ 1:管轄区域の資本要件を理解し、最初の介入レベルを特定する。

ステップ 2:集約された業界財務データを取得する。

ステップ 3:管轄区域の業界平均自己資本比率を計算する。

ステップ 4: 管轄区域の超過自己資本比率を計算する。

ステップ 5:スカラーを開発するため、管轄区域の超過自己資本比率と米国の超過自己資本比率を比較する。 ステップ 6:GCC における米国以外の保険会社の金額に対してスカラーを適用する。

なお、各管轄区域における会計と資本要件に組み込まれた保守性のレベルは、生命保険会社と損害 保険会社では大きく異なる可能性があり、スカラーはビジネスの種類に応じて決定される。

具体的な計算例は、米国と A 国との比較を行う場合、以下の通りとなる(生命保険会社の例)。

ステップ1

米国の RBC については、100%会社行動段階(Company Action Level)(=100% CAL RBC)(こ れは 200%権限管理段階 (Authorized Control Level) (=200% CAL RBC) に等しい) が基準となる。

A国において、米国の 100% CAL RBC に相当する介入水準が、A国における自己資本比率の 150%に該当する、とする。

ステップ2

業界全体の財務データは、以下の通りとする。

- ・米国 合計調整済資本 4,950 億ドル 100% CAL RBC 1,020 億ドル
- ・A国 利用可能資本 830億ドル 基準必要資本 (BRC) 360 億ドル

ステップ3

業界平均自己資本比率は、以下の通りとなる。

- ・米国 4,950 億ドル/1,020 億ドル=485%
- 830 億ドル/360 億ドル=231% • A 国

ステップ4

超過自己資本比率は、ステップ1で定められた初回介入時自己資本比率を控除して、以下の通りと なる。

- 米国 (485% - 100%) / 100% = 385%
- A \blacksquare (231%-150%) 150%=54%

ステップ5

A 国に対するスカラーを計算するために、A 国の超過自己資本比率を米国の超過自己資本比率で割



る。

54%/385%=14%

即ち、A国の(生命保険会社に対する)スカラーは、14%となる。

ステップ6

スカラー計算がどのように機能しているのかは、以下の通りとなっている。

- ・A国のある生命保険会社の報告数値 利用可能資本 1,367,456 ドル、基準必要資本 (BRC) 341,866 ドル
- ・BRCの初回規制介入レベルへの較正 341,866 ドル×150%=512,799 ドル
- 調整後の最低必要資本 512,799 ドル×スカラー14%=71,792 ドル その差は 441,007 ドル
- ・スカラー適用後の利用可能資本 1,367,463 Fil -441,007 Fil = 926,456 Fil
- ・以上の結果として、 スカラー適用前の自己資本比率 1,367,463/341,866= 400% スカラー適用後の自己資本比率 926,456/71,792=1290%

※ なお、この例では、会社のスカラー適用前の自己資本比率(400%)がA国の業界平均(231%)を上回り、 スカラー適用後の自己資本比率(1290%)が米国の業界平均(485%)を上回っているが、会社のスカラー適用 前の自己資本比率が A 国の業界平均よりも低い場合、そのスカラー適用後の自己資本比率は米国の業界平均よ りも低くなり、自国の業界平均と等しいスカラー適用前の自己資本比率を持つ会社は、米国の業界平均と等しい スカラー適用後の自己資本比率を持つことになる。

6─AM の実施と最終化

今回の暫定 AM に関する資料は、IAIS の同等性評価の結果と年次 AM データ収集の結果の分析に基 づいて決定される更なる変更の対象となる実施のために想定される AM を記述している。

AM の変更に関する最終決定は、IAIS が同等性評価を実施した後に行われることになっている。

ICSと同様に、AMを使用する管轄区域は、決定されると、それをグループ資本制度に導入する。例えば、 AM を実施する意思を表明した管轄区域として、米国は GCC(グループ資本計算)を通じて米国 IAIGs の AM を実施する。GCC は AM と同様の計算であるが、追加の報告とより具体的なガイダンスがある。GCC は、 グループ全体のリスクと自己資本の妥当性の評価に使用するための分析情報をグループ全体の監督者に提 供する。GCC は、米国の州保険監督者が入手した他の情報と組み合わせて、米国の州保険監督者が自己 資本の評価を行うのを支援する。これには、Schedule Y に記載されたグループ組織情報、Form F に記載さ れた企業リスク情報、及び ORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)提出書類(該当する場合)に記載された 内部リスク自己評価情報が含まれる。

AM は、それがビルディングブロックとして使用する現地のソルベンシー制度とともに進化する。これらの制

度は IAIGs によって所有される法人の変化に適合していくため、AM も同様となる。 パラメータの更新は、 AM の現在の仕様と一貫性のある方法で行われる。現地の規定資本要件(又はそれに相当するもの)は、現 地の監督当局とのコミュニケーションを通じて維持される。スカラーのさらなるメンテナンスは、選択された方 法論の基礎となる原則に従って行われる技術的演習となる。ICS で使用されるパラメータにも同様の更新が 必要であり、そのためのプロセスは AM においても同じく使用が検討される。AM の構成要素は、集計べー スの手法に固有のものであるため、変更されることはない。

7—AM に対する反応等

米国の監督当局は、AM は各管轄区域の資本要件をベースにしていることから、グループ資本への標準 化されたアプローチでは処理が困難であることが証明されているビジネスモデル、特に長期生命保険の取り 扱いについて、各国監督当局の各管轄区域の実態を踏まえたものが反映される形になっていることで、より 適切なアプローチであると考えている。また、ICS の過度に短期的な変動に焦点を当てる資本規制について は、プロシクリカリティをもたらし、伝染リスクを悪化させる可能性が高く、米国で販売されている長期の生命保 険や退職商品の商品及びリスク軽減機能を適切に反映しておらず、米国の資本市場で利用可能な投資の選 択肢が、そのような長期商品をどのようにサポートしているかを反映していないとして、米国を拠点とする IAIGsの PCR として適切ではない、と述べてきている。

これに対して、欧州の保険業界の関係者等からは、現在の米国の AM の開発状況等について、「同等性 評価を行うために使用できる詳細な説明を欠いている。」との批判が向けられている。

欧州の保険業界団体である Insurance Europe は、IAIS による「PCR として ICS 候補」に関する協議へ の回答7の中で、AM に関連して、「Insurance Europe はまた、AM のアプローチが ICS 候補とは根本的 に異なり、ICS プロジェクトの基礎となった目的(「共通言語」、「共通の方法論を含む単一の ICS」等)を損 なうリスクがあることを懸念し続けている。これらの目標は、ICS プロジェクトに対する業界の支援の基礎だっ た。AM の開発と同等性評価に関する透明性の欠如についても懸念が残っている。現在、提案されている AM アプローチは特定化されていないままであり、IAIS が ICS との同等性を評価するために使用するプロ セスはまだ公表されていない。これは、広範でマルチレベルの技術仕様があり、フィールドテストと監視が行 われている ICS とは対照的である。ICS が『規定資本要件としての実施に適している』ためには、同じレベ ルの保険契約者保護を確保し、全ての主要な管轄区域にわたって実施される健全性監督のためのグローバ ル基準の重要な目的を損なうことがないように、同等性評価の実施が十分に堅牢で、定量的に実証され、透 明性があることが極めて重要である。」と述べている。

8―まとめ

以上、米国の NAIC や FRB が、国内及び国際的なその他の関係する管轄区域と協力して開発している、 AM の開発を巡る状況及びそれに対する各種団体等の反応等について報告してきた。

AMのICSとの同等性評価については、2021年3月に、市中協議を経て、同等な結果の定義と同

⁷ https://www.insuranceeurope.eu/mediaitem/0d42043a-3907-465f-8fa9-684edb3a9be8/ie%20iais%20consultation.pdf

等性基準の開発を導く 6 つの HLPs に合意した。また、2023 年 3 月に、これらに基づいて、8 HLP についての詳細な最終基準が公表された。

今後、AM の同等性評価については、これらの HLPs と基準に基づいて、2023 年第3 四半期に開 始される。IAIS は 2023 年 10 月 17 日に声明を発表8しているが、これによれば、同等性評価は、IAIS が2023年6月に協議のために公表した「PCRとしてのICS候補」と、今回の「暫定AM」を使用し て行われる。その後、これらの「PCR としての ICS 候補」や「暫定 AM」に加えられていく変更を反 映して、2024年第3四半期に同等性評価に関する最終的な報告書が発行され、2024年第4四半期に 同等性評価の最終決定が下される予定になっている。

AM 及びそのベースとなっている GCC (グループ資本計算) の開発状況等や、それに基づく AM の ICS との同等性評価が今後どのような形になっていくか、については、米国に保険子会社を有する保 険グループ等を中心に、大変関心の高い事項となっていることから、今後とも引き続き注視していくこ ととしたい。

以上

⁸ https://www.iaisweb.org/uploads/2023/10/IAIS-statement-IAIS-begins-the-AM-comparability-assessment.pdf